

火山灰問題「国には違法状態の大飯原発を即時停止させる義務がある」



次回第 31 回法廷 9月26日(木) 15:00 大阪地裁 201号法廷

6月24日、国相手の大飯原発止めよう裁判の法廷が大阪地裁で開かれた。原告・支援者 50名以上が傍聴。原告は、火山灰問題、原告適格の主張を追加、地震動評価、制御棒挿入性、津波評価について反論する4つの書面を提出。国は、昨年12月に裁判所が国に出した質問5項目のうち未回答だった2項目（重大事故対策、破砕帯評価）に関し2つの書面を出した。



◆活火山でないという理由だけで停止の必要なしとする判断に合理性はなく、到底認められない

法廷では原告弁護団が各書面の要旨を陳述。火山灰問題は以下のように主張した。国は大飯原発の設置変更許可は前提条件を失っていることを自認している。許可が違法であることは明らかだ。ところが、国は大山は活火山でないという理由だけで、原発の運転停止の必要はないとした。しかし、40年前、当時「死火山」とされていた御嶽山が突如噴火したこともあり、大山が同様に突如噴火する可能性もあり得る。また、「火山影響評価ガイド」では、将来の火山活動性を判断するには、活火山か否かという単純な基準ではなく「個々の火山噴出物の種類、分布、地形、規模、噴火タイプ・・・等を総合的に検討する必要がある」としている。これを全く考慮せず「運転停止の必要なし」とした国の判断に合理的根拠はない。この危険な判断に基づき、設置変更許可申請も年末迄の猶予を与え、さらにその許可に基づく改造工事等は期限すらなく、法令不適合の危険な原発を長期間野放しにしようとしている。しかし、この間に噴火しないとは断言できないのだから、国に即時運転停止させる義務があるのは明らかだ。

陳述後、裁判長は今後の書面提出に関し双方に尋ねた。原告側は、今回の国の書面に反論すると回答。国は、重大事故対策（設置許可基準規則55条等）、破砕帯評価の主張は出揃ったとした。これを受け、裁判長は国に対し、議論は収斂していつているため、今後、原告書面に反論する際は、必要部分を見極めて行うよう求めた。国はこれを了承。裁判長が、それでも火山灰問題についてはしっかり反論するかと問うと、国はそうすると応じた。以上で閉廷、進行協議に移った。

◆火山灰問題での関電・国の対応を踏まえ、許可取消しを求める主張を補充していく

閉廷後の報告・交流会で、進行協議に出席した弁護団と裁判の会共同代表の小山さんより、協議の報告等があった。冠木弁護士は協議に関し以下のように報告された。次回9月26日で、国は火山灰問題で書面を出し、その次に今回の4つの原告書面に反論することになった。そして、次々回期日が問題になった。裁判長が関電に設置変更許可申請の時期を尋ねると「年末の期限迄に出すがいつとは言えない」と回答。原告は設置変更許可の取消しを求めているため、関電が申請し、国が許可すれば、取消しを求める主張内容に補充を加えなければならなくなる。このため、関電が申請し、国が判断を下してからでなければ、原告の主張が明確にできない、今後の進行が決まらないということで、次々回は来年1月30日（15時）となった。

交流会では、6月21日の関電株主総会、使用済燃料問題での政府交渉、5月末の安定ヨウ素剤等に関する政府交渉の報告、福井から老朽原発問題での取組の紹介などがあった。次回はより多くの方が法廷に集まるよう働きかけを強めていこう。

2019年6月30日 おおい原発止めよう裁判の会事務局